

土 木  
設計業務

広町二丁目地区橋梁等実施設計業務  
特記仕様書

令和6年5月

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
技術監理部 企画第4課

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 1-1 適用

本特記仕様書は、『広町二丁目地区橋梁等実施設計業務』（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成28年7月版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

共通仕様書は閲覧に供する。

### 1-2 設計対象範囲

設計範囲は、別図-2に示す範囲とする。

設計範囲：東京都品川区広町二丁目1番ほか

### 1-3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和7年9月30日  
（指定部分※は、令和7年2月28日）

※ 指定部分：2-8（1）に示す工事番号①に係る2-7及び2-8

### 1-4 計画地区概要

敷地面積	約 6.1 h a （計画地区範囲；別図-1）
------	----------------------------

### 1-5 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①に示す条件を満たすものであり、②の実績要件を有する者とする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

#### ① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

② 下記の実績を有する者

掲示文兼入札説明書に定めるA業務又はB業務の実績を有する者。

本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

1－6 照査技術者

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記の①に示す条件を満たすものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1－7 打合せ等

打合せは、共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項 目	回数
(1) 業務着手時	1
(2) 中間時	5
(3) 業務完了時	1

1－8 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は1回を想定している。

1－9 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書 1.1.12 の2項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

### 1-10 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書 1.2.2 に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

### 1-11 一括再委託等の禁止

- 1) 土木設計業務等請負契約書第 8 条第 1 項に規定する「主体的部分」とは、共通仕様書 1.1.28 の第 1 項に示すとおりとする。
- 2) 土木設計業務等請負契約書第 8 条第 2 項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書 1.1.28 の第 2 項に示すとおりとする。
- 3) 受注者は、土木設計業務等請負契約書第 8 条第 2 項の規定により業務の一部（軽微な部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、共通仕様書の下請負（変更等）承諾申請書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

### 1-12 建設副産物対策

共通仕様書 1.2.9（設計業務の条件）の 9 項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

### 1-13 設計業務の成果

本業務の成果品は、共通仕様書 1.2.11 及び下表によるものとする。

#### (1) 成果品

項 目	サイズ	成果品数		
		観音製本	3 部	原図一式
(1) 設計図面	A 3 版		3 部	原図一式
(2) 報告書等 ① 現地踏査報告書 ② 設計報告書 ③ 設計計算書 ④ 数量計算書 ⑤ 打合せ記録簿 ⑥ 照査報告書	A 4 版	製本	3 部	原稿一式
(3) リサイクル計画書	A 4 版			一式
(4) 法令等に基づく届出等チェックリスト	A 4 版			一式
(5) 特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート	A 4 版			一式
(6) その他調査職員の指示した報告書等				一式

なお、報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCad を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

## （２）電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

### １）適用基準

- ・都市整備部門の土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成 16 年 7 月）
- ・都市整備部門の CAD による土木工事図面作成要領（案）（平成 16 年 7 月）

### ２）データの使用

- ・提出されたデータは、実施設計履行者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用する場合がある。

## 1-1-4 個人情報の取扱いについて

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「個人情報等の保護に関する特約条項」に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- （１）保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- （２）取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- （３）取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- （４）原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

## 第2章 設計業務

### 2-1 業務目的

本業務は、広町二丁目地区に計画している道路のうち、鉄道が地下を通過している区間に計画される道路橋の実施設計を行う。設計にあたっては、先に実施した橋梁等基本設計業務の成果を踏まえ、架設計画を含む施工計画を策定し、工事発注に必要な図面、数量のとりまとめを行う。

また、将来橋梁管理者及び施工時に影響が想定される近隣地権者、鉄道事業者、関連するインフラ企業者等との協議資料の作成を行う。

### 2-2 設計項目

設計項目	業務範囲
(1) 橋梁設計	○
(2) 構造物設計	○
(3) 協議資料作成	○

### 2-3 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

#### (1) 関係法令等

道路法
道路交通法
建築基準法
電気事業法
土地区画整理法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都）
東京都福祉のまちづくり条例
その他関係法令等

#### (2) 技術基準等

・道路構造令の解説と運用 日本道路協会
・道路橋示方書・同解説 日本道路協会
・立体横断施設技術基準・同解説 日本道路協会
・鋼道路橋設計便覧 日本道路協会
・杭基礎設計便覧 日本道路協会
・鋼道路橋防食便覧 日本道路協会

・道路土工－仮設構造物工指針 日本道路協会
・道路土工－擁壁工指針 日本道路協会
・道路土工 防護柵の設置基準・同解説
・道路照明施設設置基準・同解説
・建設局標準構図集東京都建設局
・土木材料仕様書 東京都建設局
・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
・改訂版 道路の移動等円滑化 整備ガイドライン
・基盤整備工事共通仕様書・施工関連基準 都市再生機構
・その他関係技術基準等

※基準は常時最新版を用いること。

その他、土木工事設計照査要領の巻末の運用指針等一覧表を参照のこと。

## 2－4 貸与する技術資料等

本業務にて貸与する技術資料は以下のとおり。

令和2年度東京都区部鉄道駅周辺における交通計画検討等業務報告書
広町二丁目地区周辺土質調査報告書
広町二丁目地区橋梁等基本計画検討業務報告書
広町二丁目地区橋梁等基本設計業務報告書
その他既往の基盤検討資料・設計図書等

## 2－5 調査・設計業務内容（実施設計）

### （1）現地踏査

共通仕様書第1編及び第2編の各項に基づき別添の範囲の現地踏査を行うものとする。

特記事項（特に留意する点）	数量
<input checked="" type="checkbox"/> 境界状況 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺及び地区内道路状況 <input checked="" type="checkbox"/> 支障物件（家屋、電柱、越境物件等） <input checked="" type="checkbox"/> 供給処理施設状況（河川、下水道、水道、電気、電話他） <input checked="" type="checkbox"/> 現況土地使用状況等 <input type="checkbox"/> 伐採・伐木状況、樹種・樹高等 <input checked="" type="checkbox"/> 工作物等種別、形状 <input checked="" type="checkbox"/> 土運搬、材料搬入、重機運搬路等	合同現地踏査 1回

特記事項（特に留意する点）	数量
<input checked="" type="checkbox"/> 現況地盤、敷地形状、土質状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 関連工事（出会い工事）の進捗状況と影響度等	

(2) 上位計画等との整合性の検討

本業務の実施にあたっては、上位計画等の関連する諸条件との整合性の検討を行うものとする。

検討項目	特記事項（特に留意する点）
上位計画との整合性の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品川区まちづくりマスタープラン</li> <li>・ 大井町駅周辺まちづくり構想</li> <li>・ 大井町駅周辺地域まちづくり方針</li> </ul>
関連する諸条件との整合性の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 地区計画、土地利用計画、街区確定、画地確定、仮換地説明事項との整合性検討 <input checked="" type="checkbox"/> 地区界部の整合性検討（地区界部の土地利用検討、地区界処理方針、現況道路等の整合性等） <input checked="" type="checkbox"/> 造成計画高、幹線道路（骨格道路）計画との整合性検討（線形、計画高、宅地の出入り等） <input type="checkbox"/> 住宅地計画との整合性検討（計画高、切盛境界の処理、宅地の出入り等） <input checked="" type="checkbox"/> 排水基本計画との整合性検討（下水道計画、調節池計画等） <input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道認可設計、下水道基本設計との整合性検討 <input checked="" type="checkbox"/> 造成計画高、幹線道路（骨格道路）線形、計画高と流域重ね図作成 <input checked="" type="checkbox"/> 現況地形、土地利用計画と調整池適地の整合性検討 <input type="checkbox"/> 宅地開発指導要綱、特定河川流域分担計画、放流河川流下能力との整合性検討（調整池位置づけ等） <input checked="" type="checkbox"/> 道路構造令に規定されている諸基準及び管理者協議事項との整合性検討 <input checked="" type="checkbox"/> 道路占用計画との整合性検討 <input checked="" type="checkbox"/> 支障物件等との整合性検討（家屋等補償物件、工事支障物件等の処理検討） <input checked="" type="checkbox"/> その他（既存報告書・資料、法的条件、自然条件、固定条件等の検討）



### (3) 実施設計

共通仕様書第2編の各章の項に基づき、別添図の範囲の次の実施設計を行うものとする。なお、実施設計にあたっては、基本設計の成果を整理して行うこと。

#### 【留意事項】

別図一1に示す計画地区は、周囲及び地下に鉄道施設が存するとともに、西側及び南側の周辺道路より低く、高低差がある状況であり、地区内には将来品川区道となる南北道路、東西道路、交通広場及び下水道等が新たに整備される予定である。このうち、東西道路については、これに横断して地下に鉄道が存在し上載荷重を増やすことが出来ないこと及び、補助163号線との高低差解消が必要であることから、一部橋梁形式による整備を計画している（別図一3参照）。なお、東西道路が接続する当地区西側に位置する補助163号線は計画地区の事業進捗に合わせて、別途品川区にて、拡幅整備及び交差点改良を行う計画である。

また、計画地区内の下水道については、橋梁下部を通過して地区外に検討中の下水道管に接続する計画であるが、現時点で地区外下水道管の計画が定まっていないことから、一旦、橋梁東側までの整備に留め、そこから地区外へ暫定的に排水するなど、段階的な整備を行う予定である。

本業務においては、別図一2に示す東西道路における道路橋を整備するにあたり必要な実施設計及び関係機関協議を行うものである。

なお、本業務にて橋梁等の設計等を進めるうえで必要となる制約条件は以下のとおり。

- ・道路内（橋梁下部）に埋設予定の下水道管（想定管径 雨水φ1350、汚水φ700）との取り合い及び工事との関係
- ・補助163号線と東西道路との交差点端部処理
- ・橋台端部と東西道路の道路擁壁の端部処理
- ・B-3街区の残置部（防災センター）とのすりつけ設計
- ・りんかい線との近接協議
- ・隣接街区の既存施設や計画建築物等との関係
- ・計画地における建築物の撤去範囲との関係
- ・B-1街区建築工事（令和7年度着工予定）との取り合い

業務実施に当たっては、上記の制約条件のもと、他事業の施工状況や近接する施設（建物及び基盤施設）の供用状況を踏まえた合理的な橋梁工事の施工展開案を作成し、東側橋台施工時並びに、西側橋台・東西取付部擁壁・上部工施工時の仮設工・施工ヤード等計画に係る近接地権者・施設管理者・周辺工事施工者との調整のための協議資料並びに、近接するりんかい線との近接施工に係る設計協議資料を作成すること。

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
橋梁設計 （実施）	設計条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概略数量：橋長 L=74m、1 橋</li> <li style="padding-left: 20px;">上部工：橋種（鋼単純合成箱桁橋）</li> <li style="padding-left: 20px;">下部工：形式（逆 T 式橋台）、基数（2 基）</li> <li style="padding-left: 20px;">橋台基礎工：形式（場所打杭）、基数（2 基）</li> <li>・道路規格：第 4 種第 3 級</li> <li>・設計速度：40km/h</li> <li>・設計荷重：B 活荷重</li> <li>・基本断面構成：（単断面）車道 W = 10 m（2 車線）、 歩道 W = 6 m</li> <li>・下水道条件：別途資料による</li> <li>・街路交差点条件：別途資料による</li> <li>・鉄道交差点条件：別途資料による</li> <li>・添架物件：道路照明用内管</li> </ul>
	設計条件の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>適用基準、等級、構造規格の決定</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>施工空間、資材搬入路等施工条件の設定</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>既設構造物、埋設管渠等施工上の制約条件の設定</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>荷重条件の設定（載荷重、土圧、水圧、浮力、風荷重、衝突荷重等）</li> <li><input type="checkbox"/>河川条件の設定</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>添架物、附帯施設等の条件の設定</li> </ul>
	設計内容	<p>共通仕様書第 6.2.5 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。</p> <p>① 設計項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>設計計画、<input checked="" type="checkbox"/>現地踏査、<input checked="" type="checkbox"/>設計条件の確認、<input checked="" type="checkbox"/>設計細部事項の検討、<input checked="" type="checkbox"/>設計計算、<input checked="" type="checkbox"/>設計図、<input checked="" type="checkbox"/>数量計算、<input type="checkbox"/>景観検討、<input type="checkbox"/>動的照査、<input checked="" type="checkbox"/>座標計算、<input checked="" type="checkbox"/>架設計画、<input checked="" type="checkbox"/>仮設構造物設計（土留め、搬入路等）、<input type="checkbox"/>仮橋設計、<input checked="" type="checkbox"/>橋梁附属物等の設計、<input checked="" type="checkbox"/>施工計画、<input checked="" type="checkbox"/>関連機関との協議用資料作成、<input checked="" type="checkbox"/>照査、<input checked="" type="checkbox"/>報告書作成、<input checked="" type="checkbox"/>設計検討、<input checked="" type="checkbox"/>疲労の検討、<input checked="" type="checkbox"/>基礎構造設計計算、<input type="checkbox"/>地震応答解析、<input checked="" type="checkbox"/>付帯工の設計、<input type="checkbox"/>取付部擁壁設計、<input type="checkbox"/>河川護岸設計</li> </ul> <p>② 設計検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、外的条件との関連及び施工性との関連において、下記事項について詳細検討を行う。また、平面図、縦横断図等を作成し、設計方針、施工方針、構造物の形状等の基本事項について調査職員と協議の上、決定すること。</li> <li><input type="checkbox"/>平面交差点の検討</li> <li><input type="checkbox"/>軟弱地盤上の構造物の動的安定性検討</li> <li><input type="checkbox"/>鉄道、桁架設の特殊工法の検討</li> <li><input type="checkbox"/>河川内基礎工の特殊工法の検討</li> </ul>

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
		<input type="checkbox"/> 部材剛結部のFEM構造解析 ③ 疲労の検討 ④ 基礎構造設計計算 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎構造(くい基礎)の設計においては、荷重分担とくい配列及び杭頭結合方法の設計を行うこと。 ⑤ 景観検討 周辺建物計画等に配慮した景観検討を行うこと。 <input type="checkbox"/> カラーパース4枚 <input type="checkbox"/> パースサイズはA3版 ⑥ 地震応答解析 地震時の挙動を詳細に解析するために、動的解析（非線形の効果を考慮）を行い、その結果を設計に反映すること。 ⑦ 付帯工の設計 (a) 路面照明施設 照度計算を行い、照明灯配置図、配線系統図、姿図を作成し、数量計算を行うこと。 (b) 添架物 添架物を配慮した設計を行い、数量計算を行うこと。

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
<b>構造物設計（実施）</b>	設計条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概略数量:コンクリート擁壁(東側取付部)  <math>H=4.7\sim 5.2m</math> <math>L=10.6m</math></li> <li>・設計震度:道路土工擁壁工指針に示された条件により行う。</li> </ul>
	設計条件の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 適用基準の決定 <input checked="" type="checkbox"/> 土質定数の設定(土圧計算、基礎の支持力計算、地盤の安定、沈下検討等) <input checked="" type="checkbox"/> 荷重条件の設定(載荷重、土圧、水圧、浮力、風荷重、衝突荷重等) <input checked="" type="checkbox"/> 標準設計活用の可能性検討 <input checked="" type="checkbox"/> 地震時の評価の必要性検討
	設計内容	共通仕様書第5.2.2第2項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 ① 設計項目 <input checked="" type="checkbox"/> 設計計画、 <input type="checkbox"/> 現地踏査、 <input checked="" type="checkbox"/> 設計条件の確認、 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎工設計、 <input type="checkbox"/> 仮設設計、 <input checked="" type="checkbox"/> 設計計算、 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図、 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算、 <input checked="" type="checkbox"/> 照査、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書作成、 <input checked="" type="checkbox"/> 設計検討、 <input checked="" type="checkbox"/> 構造設計、 <input type="checkbox"/> 土留工等仮設設計、 <input checked="" type="checkbox"/> 施工計画

設計工種	特記事項（特に留意する点）
	<p>② 設計検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 擁壁形式の検討</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基礎工の検討</li> <li><input type="checkbox"/> 斜面の安定の検討</li> <li><input type="checkbox"/> 軟弱地盤の検討</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動等施工上の制約条件の検討</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 施工空間、資材搬入路等施工条件の設定</li> </ul> <p>③ 構造設計</p> <p>次の箇所において検討された諸条件により構造計算を行い、図面を作成すること。</p> <p>設計計算断面</p> <p style="padding-left: 2em;">L型擁壁：1断面</p> <p>④ 基礎杭設計</p> <p style="padding-left: 2em;">場所打杭：1断面</p>

（４）施工計画及び架設計画立案 等

本業務対象橋梁は計画地区における他工事の展開にあわせ、東側橋台の施工時期を令和 7 年度に、西側橋台、東西取付部擁壁及び上部工の施工の時期を令和 12 年度以降に計画しており、それぞれについて施工計画立案のうえ関係者間で工程調整を実施する必要がある。

ア) 東側橋台の施工計画立案

令和 7 年度末まで本業務対象橋梁の周辺で実施される第 I 期基盤整備工事（下水道工事、道路工事）及び、令和 7 年度下期着手予定の B-1 街区建築工事を踏まえ、道路・鉄道の交差条件、資材搬入計画、仮設備計画等を加味した東側橋台工事の施工計画を、既往設計成果をもとに立案する。

イ) 西側橋台、東西取付部擁壁及び上部工の施工計画及び架設計画立案

令和 12 年度以降に本業務対象橋梁の周辺で実施される地区外下水道工事（都施行）、地区内下水道工事、道路工事を踏まえ、道路・鉄道の交差条件、資材搬入計画、仮設備計画等を加味した西側橋台工事、東西取付部擁壁及び上部工工事の施工計画及び架設計画を、既往設計成果をもとに立案する。

なお、架設計画立案にあたっては架設中の本体構造物、架設設備の応力計算を行い、架設機械を決定する。

ウ) 西側取付部擁壁の構造成立性検討

地区外下水道工事の立坑が西側取付部擁壁の間に計画されており、両工事が競合した場合の当該擁壁の構造成立性について既往設計成果を踏まえ検討する。

## 2-6 管理者協議等

### (1) 協議図書作成

既往設計図書及び本業務で得た成果をもとに、次の管理者等協議図書のとりまとめや共通図面等の作成を行うものとする。

特記事項（作成協議図書）	作成部数
<input checked="" type="checkbox"/> 開発協議（公共施設管理者協議等）に必要な図書作成 <input checked="" type="checkbox"/> 権利者説明、同意に係る図面等の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄道近接設計協議図書作成	3部

### (2) 管理者等協議

当該設計に係る以下の管理者協議に出席するものとする。また、あわせて記録簿の作成を行うものとする。

協議種別	頻度等
① 道路管理者協議	3回
② 近接鉄道管理者協議	3回
③ 下水道管理者協議	3回
④ 隣接街区開発者との協議	3回

## 2-7 設計図書の作成

本業務で得た成果をもとに、共通仕様書第2編に基づき設計図面を作成し、成果品を提出するものとする。

## 2-8 数量算定等

### (1) 数量算定

数量算定を次により行うものとする。

#### 1) 積算項目（積算の対象となる設計工種）

設計工種	業務範囲
(1) 橋梁設計	○
(2) 構造物設計	○

#### 2) 数量算定の内容

##### (イ) 数量算定の対象工事

番号	工事名称
①	(仮称) 広町二丁目地区橋梁東側橋台他工事
②	(仮称) 広町二丁目地区橋梁上部工他工事

(ロ) 数量算定の概数

工事 番号	設計工種概数					
	橋梁工事 (下部工)	橋梁工事 (上部工)	構造物 工事			
①	一式 (東側)					
②	一式 (西側)	一式	一式			

3) 単価作成に係る基礎資料の作成

受注者は、必要に応じて単価作成に係る基礎資料の作成を行う。

(2) 見積徴収

刊行物・積算要領等に記載のない材料及び工事については、調査職員の指示する見積条件、内容に基づき、見積徴収（3社以上）を行うこと。

(3) 工事発注図書とりまとめ

(1)における工事番号①について、本業務による成果及び既往設計図書に基づき、工事発注図書のとりまとめを行う。(図面修正(作業割合10%)15枚を見込む)

### 第3章 その他

#### 3-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

#### 3-2 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書 1.1.16 に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

#### 3-3 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

#### 3-4 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

#### 3-5 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受注者は、当該業務における法令等に基づく届出等の調査を行い、「届出等チェックリスト」（別紙-1）を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入すること。また、届出等が不要なものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「-」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。

#### 3-6 提出書類仕様

受注者は、仕様書 1.2.12 に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

#### 3-7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書 1.1.36 に基づき適切な対応を図るものとする。

#### 3-8 グリーン購入法への対応について

受注者は、当該業務の実施にあたり物品使用の検討では共通仕様書 1.2.12 の2項に基づき環境への負荷が少ない環境物品等の採用の推進に向けて提案を行う。

基本設計における検証結果に基づき、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を確認し、可能な品目については積極的に調達の推進に向けて提案を行

う。なお、調達を実施する品目については、設計図書に明記し、使用に際しての留意事項等を記載すること。

### 3-9 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

### 3-10 積算基準

本業務に関する積算基準は閲覧に供する。

### 3-11 再委託について

受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。また、調査員からの求めに応じて、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の書類の写しを提出すること。

再委託不可の内容	主体的部分 業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	上記及び下記に規定する以外の業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務 [例] ・コピー、ワープロ、印刷、製本 ・計算処理、トレース、資料整理

### 3-12 設計業務歩掛調査

本業務は、設計業務歩掛調査対象業務である。受注者は契約締結後速やかに、本業務を実施するにあたり必要と考える作業量を別紙-2に規定する様式に記載の上提出すること。

### 3-13 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（別紙-3）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

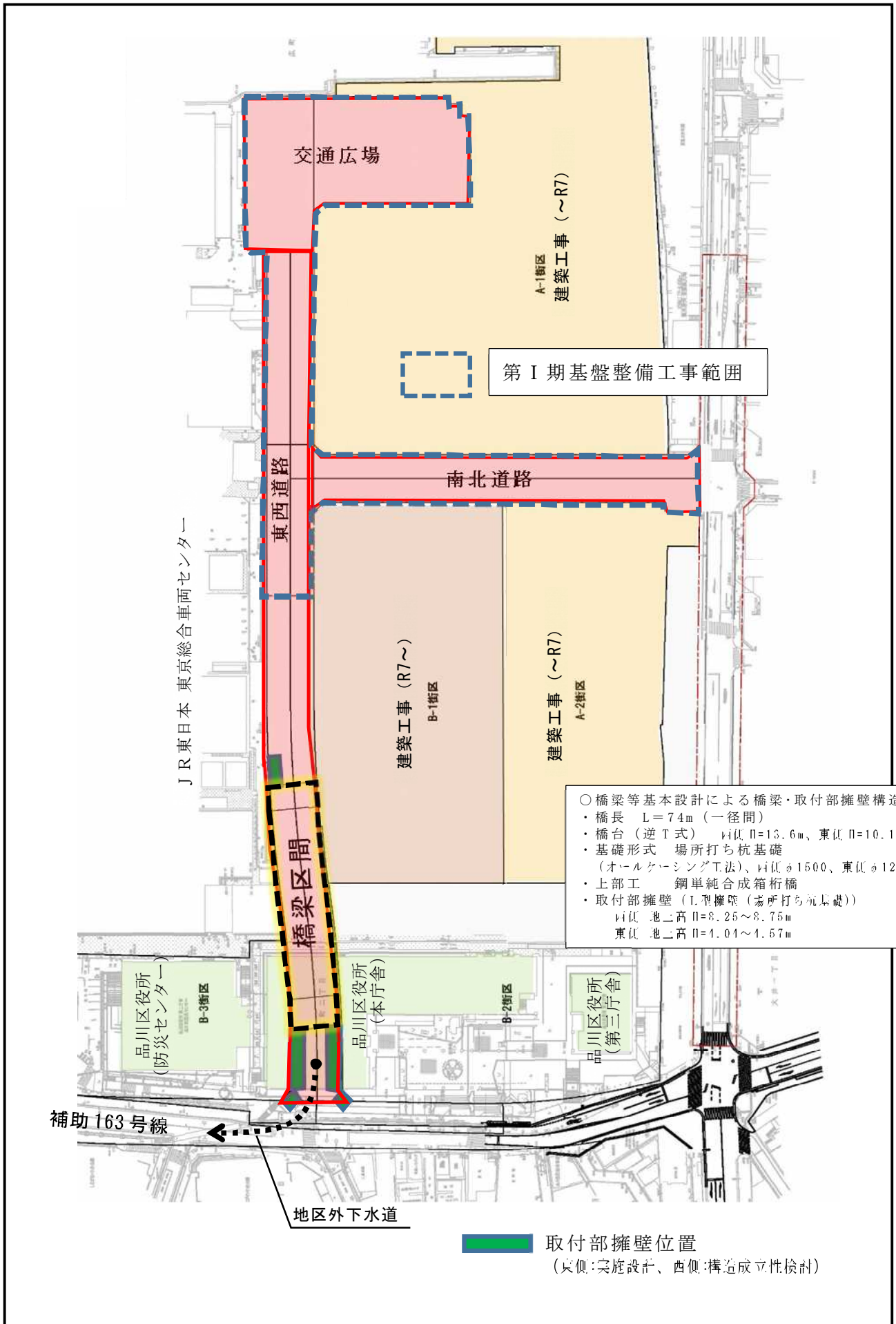


位置図

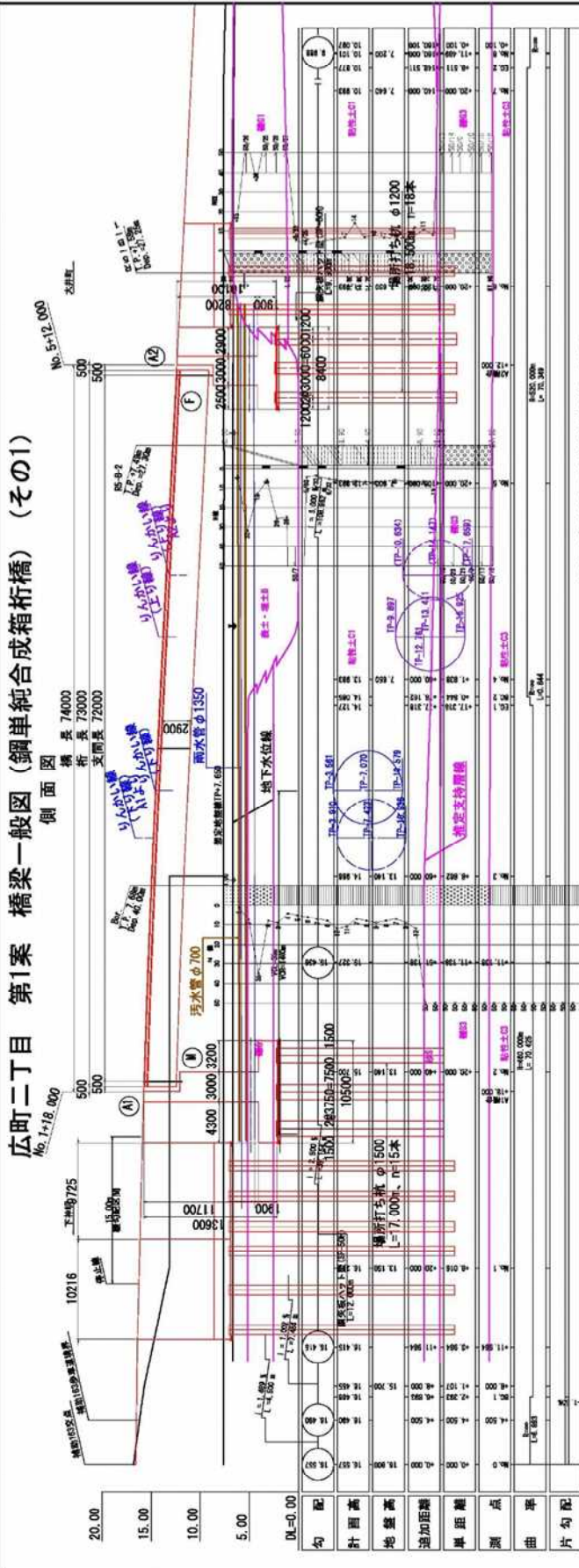


【© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」】

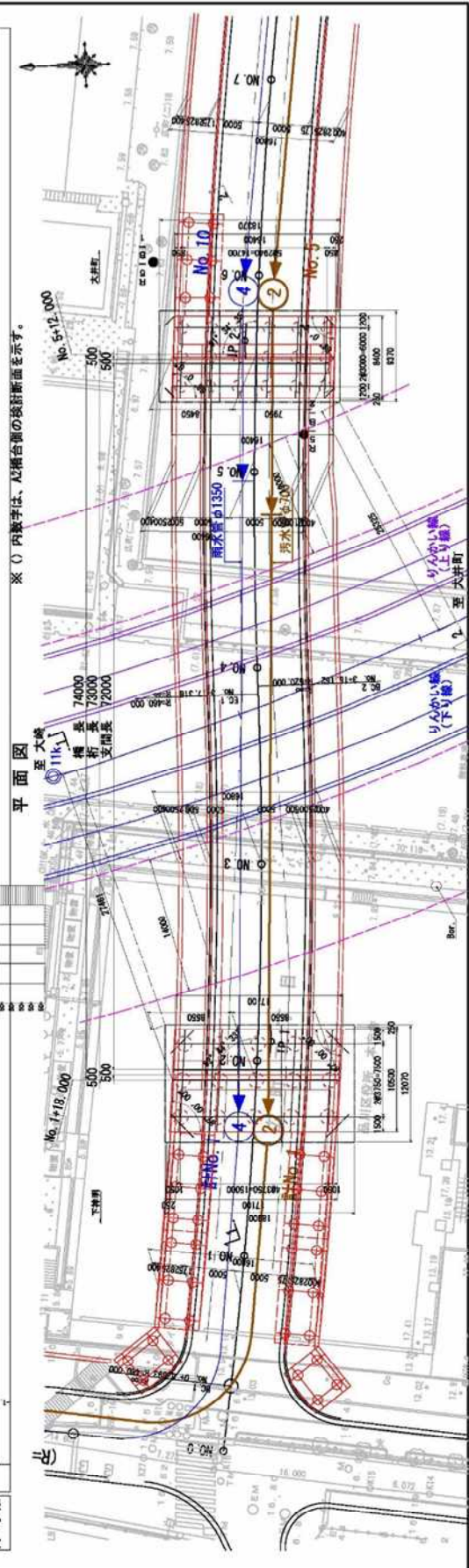
 計画地区



広町二丁目 第1案 橋梁一般図 (鋼単純合成箱桁橋) (その1)



※ ( ) 内数字は、配筋台座の設計断面を示す。



法令等に基づく届出等チェックリスト (基盤)

設計名称: \_\_\_\_\_ 設計者: \_\_\_\_\_ 印  
 工事名称: \_\_\_\_\_ 建築業者: \_\_\_\_\_ 印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等届出先	届出等届出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄	建築業者記入欄	届出先への届出日
	・各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、届出先、届出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行徳庁により異なるので注意 ・条辨等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・届出等に不足があれば、追加すること							
□法関連								
◇道路法								
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長				
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長				
3	交通管理者協議	道路法第96条の2	公安委員会	支社長				
◇道路交差法								
4	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交差法第4条	交通管理者	支社長				
5	道路使用許可申請	道路交差法第77条	交通管理者	支社長				
◇建築基準法								
6	建築物除却届付	建築基準法第16条	知事等	支社長				
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
8	特定工率工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
9	道路位置測定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長				
10	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長				
◇河川法								
11	河川法許可申請 (河川管理者以外の者の施工する工事等)	河川法第20条	河川管理者	支社長				
12	河川法許可申請 (流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	支社長				
13	河川法許可申請 (土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
14	河川法許可申請 (工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
15	河川法許可申請 (土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
16	河川法許可申請 (河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること			
◇都市計画法								
17	開発協議申請書	都市計画法29条等 (34条の2)	知事等	支社長				
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長				
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長				
◇消防法								
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長				
21	防火水龍設置届付	消防法	消防署長等	支社長				
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長				
◇測量法、国土調査法								
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長				
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長				
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長				
26	公共測量成果届出	測量法40条	国土地理院の長	支社長				
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長				
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長				
◇文化財保護法								
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長				
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長				

◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法				
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第4条	知事等	支社長
32	水質汚濁防止法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、異動届の申請等)	水質汚濁防止法	知事等	支社長
◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)				
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長
◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)				
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長
◇大規模小売店舗立地法				
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長
◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法				
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長
◇下水道法				
37	下水道施設自費工事申請書(着手届、竣工届、検査届)	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長
38	下水道届出申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長
◇海岸法、砂防法、港湾法				
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長 海岸保全区域を確認すること
40	海岸保全区域における規制の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長 海岸保全区域を確認すること
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長 海岸保全区域を確認すること
42	砂防敷定地内制限許可申請(砂防敷定地での工作物の新築、木竹の伐採等)	砂防法4条	知事等	支社長 砂防敷定地を確認すること
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長 港湾区域および港湾隣接地域を確認すること
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長 臨港地区を確認すること
◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称:建設リサイクル法、建リ法)				
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長
◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称:廃掃法、廃棄物処理法)				
46	焼却炉稼働(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者
◇騒音規制法、振動規制法				
48	騒音規制法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届)	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長 騒音地域を確認すること
49	振動規制法に基づく届出(特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請)	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長 騒音地域を確認すること
◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律				
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長 宅地造成工事規制区域を確認すること
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長 急傾斜地崩壊危険区域を確認すること
◇都市公園法				
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長
◇森林法				
54	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長 地域森林計画の対象となっている私有林を確認すること
◇景観法				
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第10条	景観行番団体の長	支社長 景観計画区域を確認すること
◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法				
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分取扱等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事(又は政令市長)	支社長 PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり
57	求職届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	支社長 PCB廃棄物の求職
58	使用中のPCB製品搬送し届出書 使用中のPCB製品搬受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理対策条例第9条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長 使用中のPCB製品の搬送し・搬受け
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理対策条例第5条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長 使用中PCB製品を逸見

□条例等関連				
◇道路関係				
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長
62	狭隘道路拡張整備事前協議書	条例	区長等	支社長
63	埋設線の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長
◇排水関係				
64	排水設備等新設等計画届出書 (着手届、竣工届、検査照等)	条例	市長等	支社長
65	公共下水道使用届出書 等	条例	市長等	支社長
66	公共下水道設置届出	条例	市長等	支社長
67	雨水浸透施設等設置工事計画届 (着手届、完了届)	条例	市長等	支社長
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長
◇給水関係				
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長
70	給水装置不使用蓋撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長
◇解体関係				
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長
75	解体事業開始設置届	条例	市長等	支社長
76	暫定作業場撤廃止届出書	条例	市長等	支社長
◇測量関係				
77	境界確認書	条例	市長等	支社長
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長
◇消防関係				
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長
80	消防水栓設置届	条例	消防署長	支社長
81	消防水栓点検検査申請書	条例	消防署長	支社長
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長
83	防火対象物使用開始(変更)届出	条例	消防署長	支社長
◇土壌関係				
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長
◇その他				
88	工事監理者及び工事施工責任届	条例	建築主事	支社長
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長
90	騒音協議申出書	条例	市長等	支社長
91	砂防貯定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長
92	貯水制限止届	条例	知事等	支社長
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長
94	東京都環境確保条例89条に基づく暫定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例9条	都知事	支社長
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長

設計業務歩掛調査シート

1. 業務件名 \_\_\_\_\_
2. 受注者名 \_\_\_\_\_
3. 業務期間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_
4. 作業歩掛 \_\_\_\_\_

区分	職種	対象	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
土木設計	整地基本設計								
	整地実施設計(点高法)								
	整地実施設計(断面法)								
	道路基本設計(団地内道路)								
	道路基本設計(郊外道路)								
	道路基本設計(市街地道路)								
	道路実施設計(団地内道路)								
	道路実施設計(郊外道路)								
	道路実施設計(市街地道路)								
	調節池実施設計(堤体式)								
	調節池実施設計(掘込式)								
	下水道基本設計(公共下水)								
	下水道基本設計(団地下水)								
	造園設計	造園基本設計(5.0ha)							
造園基本設計(1.0ha)									
造園実施設計(1.0ha)									
造園実施設計(0.5ha)									
公園基本設計(地区公園)									
公園基本設計(近隣公園)									
公園基本設計(街区公園)									
公園実施設計(地区公園)									
公園実施設計(近隣公園)									
公園実施設計(街区公園)									
緑地基本設計									
緑地実施設計									
歩行者専用道路等基本設計									
歩行者専用道路等実施設計									
区画整理業務	権利調査								
	権利再調査								
	換地設計基礎資料作成								
	換地設計								
	仮換地指定								
	換地計画								
	換地処分								
	区画整理登記囑託図書作成								
	補助事業実施計画図書作成								
	事業計画添付図作成								
その他	工事展開検討								
	管理者協議								
合計									

※ 作業歩掛は、各作業区分について、各職種ごとの人工を記入して下さい。なお、記載する数量は少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとして下さい。

## ウイークリースタンス 実施要領

## 1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

## 2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
  - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
  - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
  - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
  - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
  - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
  - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1) によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

## 3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上